

令和8年度

京丹後市

製造業経営基盤強化  
推進事業補助金

【募集要項】

申請期間

4月1日（水）～5月29日（金）

京丹後市商工観光部商工振興課

電話 0772-69-0440

## 1. 事業の目的

京丹後市の織物業及び機械金属業をはじめとする製造業の経営基盤の強化を図るため、省力化、高付加価値化及び生産設備の高度化その他生産性の向上及び需要の多様化への対応に係る設備投資を支援します。

## 2. 補助対象事業者

次の（１）から（４）までの条件をすべて満たす事業者

- （１）京丹後市内に住所を有する個人事業者又は所在地を有する法人事業者
- （２）統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき定められた日本標準産業分類の大分類E—製造業に属する事業者  
※織物業については、日本標準産業分類の中分類11 繊維工業に属する事業者（織物業のほか、撚糸業、整経業、紋工業及び精練整理加工を行う事業者）
- （３）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第1項により「経営力向上計画」について主務大臣の認定を受けた事業者又は事業が完了するまでに認定を受ける見込みの事業者

※「経営力向上計画」とは…平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法にもとづいて、「経営力向上計画」という制度が始まりました。「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するための目標を定める計画のことで、この計画について国の認定を受けた事業者は、税制上や金融支援、国の補助金申請の際に加点要素になるなど、様々なメリットを受けることができます。制度の概要、作成の手引きなど、詳しくは、中小企業庁HP（<http://www.chusho.meti.go.jp>）をご覧ください。

計画は比較的簡単に作成できます。京丹後市商工会や金融機関で計画作成の支援をしていますので、最寄りの窓口にお気軽にご相談ください

- （４）市税等に滞納がない事業者

※市税等とは…京丹後市税条例（平成16年4月1日条例第80号）第3条に規定する市税、同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料。

### 3. 補助対象事業の内容

補助対象事業	<p>織物業及び機械金属業などの製造業が<u>市内で行う</u>生産設備の新設、更新及び改良事業</p> <p>※織物業及びその関連産業の事業者については、「京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金」に申請した方も申請できます。それ以外の製造業については、他の補助制度との併用はできません。</p>
補助対象経費	<p>機械装置購入費、備品購入費、情報通信機器購入費※、ソフトウェア購入費※、外注加工費、運搬費、設置費、その他市長が必要と認める経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税は対象外</li> <li>・補助対象経費の合計が30万円に満たない場合は、対象となりません。</li> </ul> <p>※生産活動の高度化・省力化等（DX）に資するものであって、用途が明確なものに限り対象とします。ただし、汎用的に使用可能であり、生産活動との関連が明確でないものは対象外とします。</p>
補助率等	<p>【補助金額】補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満切り捨て） （上限250万円、下限10万円）</p> <p>※ただし、織物業及びその関連産業の事業者については、市及び市以外の補助金の交付合計額が、補助対象経費の3分の2の額を超えないこと。3分の2を超える場合は補助金の算出額から当該超える額を減額します。</p>
補助事業期間	<p>令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）</p> <p>※原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、令和9年2月26日まで<u>に支払いを完了させること。</u>ただし、早期着手の必要性があり、交付決定前に事業に着手する場合は、「事前着手届」の提出が必要となります。</p>

### 4. 交付申請

#### （1）提出書類

#### ・交付申請書（様式第1号）

#### 添付書類

#### ① 事業実施計画書（別紙1）

※設備の更新・改修の場合、製造番号の表示がある設備については、更新・改修前の設備の製造番号もご記入ください。

#### ② 事業費所要額調（別紙2）

#### ③ 事業収支予算書（別紙3）

#### ④ 「経営力向上計画」認定関係資料

#### ア. 既に国の認定を受けている場合のみ

- ・「経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し」
- ・「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」

#### イ. 認定申請中又は申請予定の場合

・経営力向上計画に係る認定申請書（別紙「経営力向上計画」を含む。）の写し  
※イについては、提出時点において認定申請が未了である場合であっても、速やかに申請が行われる見込みのものを含むものとする。

- ⑤ 見積書の写し ※整備内容や数量など詳細に記載されていること。
- ⑥ 口座振替確認書 ※補助金の振込口座を確認するもの
- ⑦ 投資回収期間算定シート ※本補助事業により実施しようとする設備投資について、どの程度の効果が見込まれるかを整理いただくためのものです。

#### (2) お願い（設備の更新又は改修について申請する場合）

設備の更新又は改修について申請する場合は、実績報告書を提出いただく際に、整備前の写真を貼付していただく必要がありますので、整備着手される前の状況について撮影の上、写真（画像）を保管していただくようお願いいたします。

## 5. 交付決定前の着手について

効率的な事業の実施を図る等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書とあわせ「事前着手届」を提出してください。（事前着手届を提出して交付決定前に事業に着手する場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

#### 交付決定前の着手に関する注意事項

- (1) 交付申請日以前に着手（発注）されている事業は補助の対象となりません。
- (2) 交付決定日前に支払いを完了したのものについては補助の対象となりません。
- (3) 交付申請書の提出があっても、審査の結果不交付となる場合もあります。
- (4) 申請から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (5) 補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者の負担となります。
- (6) 交付申請総額が予算を上回った場合は、予算額を上限に調整し、補助金交付決定額が交付申請額を下回る場合があります。

## 6. 審査

緊急性及び必要性等を総合的に審査し、交付・不交付を決定します。

## 7. 交付決定

交付事業者には、補助金額を決定し、通知します。

※補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

## 8. 実績報告

補助事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。

(遅くとも令和9年2月26日(金)までに提出してください。)

- 実績報告書(様式第5号)

添付書類

- ① 事業結果報告書(別紙1)

※製造番号の表示がある設備については、整備した設備の製造番号もご記入ください。

- ② 事業費精算書(別紙2)

- ③ 事業収支決算書(別紙3)

- ④ 事業完了を証明する写真

(設備の更新又は改修について申請する場合は、整備前及び整備後の写真を提出してください)

- ⑤ 「経営力向上計画」認定関係資料

※補助金申請のときに、国の認定を受けていなかった場合のみ

「経営力向上計画に係る認定について(認定通知書)の写し」

「経営力向上計画に係る認定申請書(別紙)経営力向上計画を含む)の写し」

- ⑥ 金融機関への振込人、振込先、振込日及び振込金額が確認できる書類の写し

(振込依頼書の写し、通帳の該当欄の写し等)

- ⑧ 支払内訳書の写し ※整備内容や数量など詳細に記載されていること。

- ⑨ 投資回収期間算定シート

<お願い>

実績報告書の提出は早ければ早いほど、その後の支払い等の事務手続が円滑に進められますので、ご協力をお願いします。

## 9. 事業の変更・中止等

事業の途中で、導入する設備の変更又は中止をする場合は、「変更(中止)承認申請書(様式第3号)」を提出し、事前に承認を受けることが必要です。事業経費を変更する場合は、変更後の見積書の写しも添付してください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は認められません。

また、経営力向上計画を認定申請予定で交付申請をする場合は、事業完了日までに認定が受けられなかった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。

## 10. 事業の状況報告

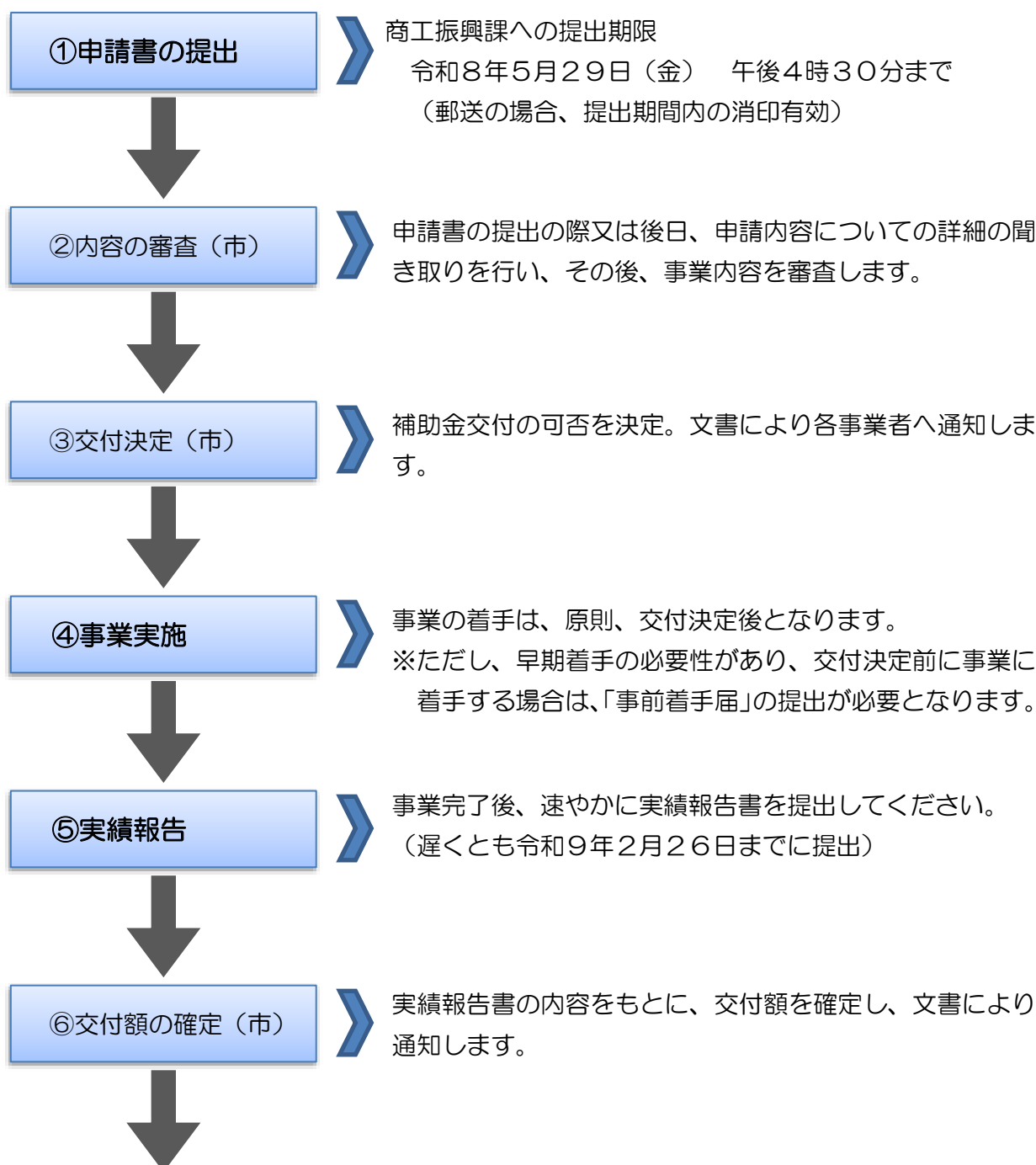
必要に応じて、補助対象事業の遂行及び収支の状況について報告を求めたり、職員による現地調査を行う場合があります。

## 11. 補助金の返還、関係書類の保存等

補助金等の交付の決定またはこれに付した条件に違反した場合や、補助金を目的外の用途に使用した場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠書類を事業実施年度の終了後10年間保存しておくことが必要です。また、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合、減価償却資産の耐用年数期間内に相当する期間は、その処分が制限されます。

## 12. 手続きの流れ



⑦補助金交付請求



「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。



⑧補助金の交付（市）



振込により支払います。

(注意)

事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に市へご相談ください。

### 13. 書類の提出、お問い合わせ先

〒629-3101 京丹後市 商工観光部 商工振興課

京都府京丹後市網野町網野 385-1 網野庁舎（ら・ぽーと）

TEL：0772-69-0440

※移転につき5月11日（月）以降は、下記のとおり変更となります。

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 峰山庁舎1号館 1階